

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会

第3回外国公務員贈賄に関するワーキンググループ

議事録

○猪俣知的財産政策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ第3回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、佐伯座長、曾我部委員、西谷委員、和田委員が会議室で御出席、今井委員、梅津委員、五味委員がTeamsにて御出席いただいております。会議室とTeamsで参加されている方とはリアルタイムに音声のやり取りができるようになっております。

また、オブザーバーとして法務省刑事局、外務省、警察庁に御出席いただいております。

議事の公開につきましては、本ワーキンググループでは、新型コロナウイルス感染症対策のため、一般傍聴者及びプレスの方はTeamsでの傍聴に限って可能としております。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

御発言の際は、会議室で御参加の方につきましては、指名されましたら、まずマイクのボタンを押していただき、御発言が終わりましたら再度ボタンを押して消していただきますようお願いいたします。

オンライン参加の委員におかれましては、御発言いただく際には、チャット欄に発言希望の旨を御記入いただくか、挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。書き込みなどを見て指名いたします。御発言いただく際にはマイク及びカメラをオンにいただき、発言が終了した後はマイク及びカメラをオフにいただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の議事進行は佐伯座長にお願いしたいと存じます。

○佐伯座長 それでは、事務局から本日の資料について確認をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 本日の資料を確認させていただきます。会場にいらっしゃる

委員におかれましては、資料はお手元にごございますiPadにて御覧ください。

資料1「議事次第」、資料2「委員名簿」、資料3「各論点についての議論の振り返り」、資料4「各論の方向性について」、参考資料1「参照条文」でごございます。

○佐伯座長 問題ないでしょうか。

それでは、まず初めに事務局から、本日の議題について御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 議事次第、資料1を御覧ください。本日は、2.「各論点についての議論の振り返り」、3.「各論の方向性について」に関して御審議をいただき、御意見を頂戴できればと考えております。限られた時間での審議になりますので、御協力をお願いいたします。

○佐伯座長 どうもありがとうございます。

それでは、最初の議題に入っていきたいと思います。まずは事務局のほうから、資料3についての御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 資料3を御覧ください。「各論点についての議論の振り返り」でごございます。

これまで、過去2回におきまして、論点4つにわたりまして御議論いただいたところでございます。その振り返りにつきまして、資料でまとめましたので、御覧いただければと思います。

まず、論点1「自然人に対する制裁の在り方」でごございます。

2ページ目を御覧ください。法定刑の引上げについてでございます。

日本としても、国際的に各国と協調して、腐敗防止に取り組むという姿勢を示して、企業の国際競争力もしっかり確保するという観点から議論するのであれば、引上げの方向性は可能ではないか。

また、他国の制度や日本国内のほかの経済刑法における罰則とのバランスを考えれば、OECDの勧告もあるということで、制裁強化の理屈はあるのではないかと。

世界主義の場合は別だが、外国の法益を日本が保護することについては慎重であったので、国際商取引の競争秩序といったところに保護法益が求められてきたと考えられるが、腐敗防止という観点から少し変えていくべきなのかもしれないといった御意見をいただいたところでございます。

また、営業秘密侵害罪との比較につきましては、懲役は10年以下、また罰金については2,000万円以下、海外重罰は3,000万円以下となっているところでございますけれども、ほ

かの経済犯罪との比較は必要な視点だが、慎重な検討が必要ではないか。営業秘密侵害罪については、知財保護の観点から罰則の引上げが行われており、財産犯的な性格が強く、単純な比較は難しいのではないかといった意見をいただいております。

また、営業秘密侵害罪とは保護法益は異なる面があるので、営業秘密侵害罪との比較ではなく、当該外国の国民の利益を侵害するおそれがあるという、外国公務員贈賄罪固有の悪質性が再確認されたことが根拠になるのではないか。

また、営業秘密侵害罪並みの引上げは、企業からそれなりの理解が得られるのではない。ただし、営業秘密侵害罪の海外重罰を当てはめるのは難しいと考えているといった御意見をいただいたところでございます。

次の3ページ目は、独禁法との比較でございます。

営業秘密侵害罪の拘禁刑の長期が10年である一方、同じように公正競争を確保する目的の独禁法は5年というところで、バランスを欠いているのではないか。

外国公務員贈賄は、当該外国の市場の経済取引をゆがめるという性質が非常に強い。日本人あるいは日本企業が、他国の市場機能を侵害するような影響力を行使するという点で、不競法において法定刑を見直すべき視点は存在しているのではないか。

また、外国公務員贈賄は当該外国の行政をゆがめ、その結果として、人権や環境、行政サービスに悪影響を与える点で、独禁法と異なるのではないか。

また、外国公務員贈賄罪の場合、海外のエージェントが介在することがあるとすると、日本企業の従業員だけが自然人行為者とは限らないという点で、独禁法の罪と比べたこの罪の特殊性として考慮に値するのではないかといただくところでございます。

続きまして、論点2「法人に対する制裁の在り方」でございます。5ページ目を御覧ください。

まず、法定刑の引上げにつきましては、外国公務員を買収するような形で腐敗に手を染めて利益を上げる会社に、十分に罰則を科さないということになると、結局、日本企業同士の競争もゆがむ可能性が出てくるように思われる。

国際的なバランスという意味では、引き上げていくこともあり得るのではないか。

今回勧告が出たという状況を踏まえると、罰金額の上限の引上げを議論することはやむを得ない。こういった御意見をいただいたところでございます。

罰金スライド制につきましては、何が不正の利益になるのか、不当な利得は何なのかと

ということについて、必ずしも定義や評価が確定できておらず、実際にこの制度が入った場合に、運用が恣意的に行われるといった懸念がある。また、実際にどのような罰金が科されるか分からないし、抑止についても非常に不明なのではないかといった御意見をいただいています。

また、罰金スライド制の不正の利益の計算が難しいことは、導入しないことの強い根拠にはならないのではないかと。そもそも国際的な横並びや国内の他の処罰からして、罰金スライド制は、日本において、まだ一般的ではないといった理由から議論していくべきではないかといった議論をいただきました。

その他につきましては、法定刑を上げるのであれば、減免制度などの制度的手当とパッケージで検討していただきたい。

また、コンプライアンスの実施体制について刑罰そのものに規定するのは非常に難しいと思われるので、例えば、合意制度の運用の中でしっかり取り入れることが考えられる。

そして、減免については、量刑である程度緩やかに、いろいろ評価ができやすいようにするということが考えられるのではないかとといった御意見をいただきました。

続きまして、論点3「公訴時効の在り方」でございます。7ページ目を御覧ください。

まず、公訴時効の延長につきましては、懲役刑の長期が10年に引き上げられるのであれば、それに伴い、結果的に公訴時効期間が7年に延長されることによって勧告に対応するという方針に違和感はない。

日本企業の営業秘密が外国で侵害されたときに、外国での捜査が必要となることもあり得るところ、営業秘密侵害罪との整合性の観点で、外国公務員贈賄罪も10年に引き上げて、結果的に公訴時効期間が7年に延長されることには賛成といった意見をいただいております。

他方、刑事法制全体の整合性の観点から、外国公務員贈賄罪の懲役刑の長期を引き上げることなく、刑事訴訟法250条の例外として、公訴時効期間のみを延長することには反対といった意見をいただいております。

また、時効の停止手段につきましては、国外の要素を含む事案は他の法令にも存在するので、国外の捜査の困難性を理由に、外国公務員贈賄罪のみに公訴時効を停止する手段を導入するのは慎重であるべきといった意見をいただいております。

また、その他として、企業の内部統制の整備のインセンティブとなるような、企業側の無過失が認められるケースを例示する記載をガイドラインに盛り込んでいただきたいとい

った意見もいただいたところでございます。

最後に、論点4「法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方」についてでございます。

まず、9ページ目でございますが、適用管轄の拡充のアプローチとして、2つのアプローチを事務局から提案させていただきまして、②のアプローチ、※で一番下を書いておりますが、不競法の営業秘密侵害罪の国外犯処罰を参考に、例えば、「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」などといった規定を創設し、法人に対する適用管轄を拡大するといったアプローチを提案させていただきます。

これに対しまして、海外市場における公平性を害するという外国公務員贈賄の特性を踏まえて、外国公務員贈賄罪の保護法益を再認識すると、必然的に世界主義的な要請が入ってくるので、その具体化として、先ほど申し上げた②のアプローチを検討する考え方がよいのではないかと。

また、②のアプローチでは海外子会社という概念は出てこないが、親会社の従業員による共謀があれば、海外子会社の従業員も処罰され得る。米国では、親会社が子会社へのコントロール（子会社の行為に対する認識（knowledge）や指示（direction）を含めて判断される）がある場合は、その子会社の行為の責任を負うとされており、これと事実上似たような話となり、②のアプローチで海外子会社に対する手当てが抜けてしまうことはない。

従業員を雇っているのが海外子会社か、日本の親会社かというのは重要な違い。日本の親会社の従業員との共謀があれば、海外子会社の外国人従業員による贈賄行為でも親会社の法人責任を問うことができるので、今回日本法人の外国人従業員についてのみ処罰の対象を拡大し、海外子会社は対象外とするという整理に納得といった意見をいただいております。

また、②のアプローチを前提としてですが、まれなケースではあるが、外国で設立された外国会社が日本で事業活動を行っているが日本国内に事務所を設けていない場合がある。このような会社について、「日本国内に主たる事務所を有する法人」というところで読むのか。例えば、条文で「日本で事業を行うことを主たる目的とする会社」とするのか検討が必要かもしれないといった意見。

また、日本国内に主たる事務所を有するかということと、日本国内において登記してい

るかということの両面でフォローすることは考えられる、こういった御意見をいただいております。

次に、10ページ目でございます。

海外子会社に関係しまして、海外子会社の従業員には親会社の指揮命令が及ばないところもあるところ、海外子会社の従業員が贈賄したとき、どのような場合に日本の親会社に責任が及ぶかということについて明確化が必要という意見。

また、海外で贈賄があったとき、直ちに日本の本社が両罰規定で罰せられることがないよう、ガイドラインで考え方を整理いただきたい、こういった御意見もいただいております。

また、世界主義との関係につきまして、世界主義を取るハイジャック防止法は、海外と関連する犯罪という観点で外国公務員贈賄と非常に近いので参考になるといった意見。

また、外国公務員贈賄罪の処罰というのは各国が協調して外国公務員贈賄を取り締まろうという観点から設けられているので、ある意味世界主義的な要素があるのは確かだが、言葉の問題で、日本と関係がなくても処罰することを一般に「世界主義」と呼ぶとすると、日本と全く関係のない外国公務員贈賄行為まで今回処罰しようということではないという意味では、世界主義ではない、こういった御意見もいただいております。

そして、日本法人の従業員の国籍については、日本法人の従業員が海外で行った贈賄行為の違法性が、従業員の国籍で区別されるのはむしろ不合理であるといった意見。

また、法人処罰の根拠が過失推定説だとすると、日本法人の外国人従業員が海外で贈賄を行った場合も国内犯と解する余地があるという考え方もある、こうした御意見をいただいたところでございます。

11ページ以降の参考資料につきましては、過去2回のワーキンググループで使いました資料が中心となっております。基本的に割愛させていただきますが、13ページ目について補足させていただきます。今まで不明であった点で、1つ判明したものがあります。

自然人の法定刑につきまして、いわゆる拘禁刑の上限でございます。吹き出しで書いておりますけれども、第1回ワーキンググループでは、拘禁刑の上限が日本よりも長い国が11か国、そして10年以上が7か国としておりました。その後、不明だった1か国について、拘禁刑の上限が10年以上であることが判明しましたため、訂正して、10年以上が7か国を、10年以上が8か国と改めさせていただきます。

資料3につきましての説明は以上となります。

○佐伯座長　　どうもありがとうございました。事務局から各論点についてのこれまでの議論の振り返りをさせていただきました。ここまでの御説明に基づきまして御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

会議室参加の方におかれましては、挙手をいただくよう、また、オンライン参加の方におかれましては、Teams上でお知らせいただくようお願いいたします。どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。西谷委員、お願いいたします。

○西谷委員　　御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

10ページの資料の上から3行目の箇所では、海外で贈賄があったとき、直ちに日本の本社が両罰規定で罰せられることがないよう、ガイドラインで整理いただきたい旨の御説明をいただきました。この書き方ですと、日本に本社があり、外国に営業所を置く同一の日本法人が行為している場合を指すように読めるのですが、そのような御趣旨でしょうか。あるいは、日本の親会社と海外の子会社が別法人である場合のことを念頭に置いておられるのでしょうか。

○猪俣知的財産政策室長　　ここは、御発言いただいたものをベースにして書かせていただいておりますが、基本的に後者だと思っています。事務所がある場合には、基本的には日本法人のコントロールの中にあると考えられます。一方、別法人として海外に子会社がある場合、それだけをもって、すぐに両罰規定が本社に及ばないことと理解しております。

○西谷委員　　そうしますと、本社という文言によると、日本法人の本社と営業所を指すものとして、同じ法人であるように読めますので、ここは親会社に御変更いただけますでしょうか。

○猪俣知的財産政策室長　　ありがとうございます。今後の資料で明確化させていただきたいと思います。

○佐伯座長　　御指摘ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員　　先ほどの御指摘のところは、多分、私が発言したところだと思うのですが、けれども、記憶によれば、私が申し上げたのは前者の場合も含んでいて、日本の会社の海外営業所に勤める外国従業員が贈賄行為を行った場合に、個人が贈賄の構成要件該当行為を行っていることを前提に、日本の会社が訴追されるのは仕方ないと思うのですけれども、どういう例かというのはあれですが、当該外国従業員が海外にいるため、なかなか日本の司法当局が捜査できないようなケースがあった場合に、個人である当該外国従業員の贈賄

行為を充分吟味することなく、いきなり法人を訴追、これは多分難しいと分かっているのですが、そういったことがなされないようにという、単純な趣旨で申し上げたものであるので、ちょっと補足させていただきます。

○佐伯座長 ありがとうございます。親会社と子会社の法律の問題と、それから立証の問題でしょうか。

○曾我部委員 そうですね。

○佐伯座長 ありがとうございます。それでは、その点が明確になるようにお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 はい。その点が明確になるように、発言の御趣旨を踏まえまして、今後の資料の作成、最終報告書では明確化していきたいと思います。ありがとうございます。

○佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。五味委員、手が挙がっていらっしゃいますでしょうか。

○五味委員 ありがとうございます。

御説明いただいた、「自然人に対する制裁の在り方」が2ページにありまして、5ページに「法人に対する制裁の在り方」と分けて記載されていますが、「自然人に対する制裁の在り方」の、法定刑の引上げと、営業秘密侵害罪との比較についてという部分に記載されている事項は、法人に対する制裁の在り方にも妥当する内容ではないかと思ひますし、これらの点は自然人と法人と明確に区別されて論じられていたわけではないと記憶しておりますので、これらの点が「法人に対する制裁の在り方」にも妥当することが分かるような記載をしていただければと思います。

○猪俣知的財産政策室長 ありがとうございます。かしこまりました。最終報告書案では、その辺りも含めて明確化して、2つについての御指摘だったということが分かるようにまとめていきたいと思ひます。

○佐伯座長 ありがとうございます。2ページに記載のもののほかにも、そういう記載を入れて、誤解のないようにしていただければと思います。

それでは、梅津委員、お願いいたします。

○梅津委員 ありがとうございます。私は、9ページのところなのですが、事前に資料を拝見したときに気づけばよかったのですが、ここで2ポツ目のところに「親会社の従業員による共謀があれば、海外子会社の」とありますし、3ポツ目のほうも「親会社

の従業員との共謀があれば」と、「共謀」という言葉が出てきて、これ自体が間違いということではないと理解していますが、たしか西谷委員からも議論していただいて、共謀共同正犯のときだけではなくて、いわゆる教唆のようなところも含めて、成り立ち得るのであるということが一応前提になった議論をされていたかなと思います。

この共謀というのは、経産省がいろいろ出されている資料とかでも共謀の例だけになってしまっているのですが、議論の中では教唆的なものも入っていて、それを前提に米国との比較とかをした記憶ですので、ここの「共謀」という言葉について少しクラリフィケーションというか、教唆的なものも含むというのをちょっと入れていただけると、より正確になるかなと思いましたので、発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 ありがとうございます。基本的には、この犯罪だけでなく、様々な一般的な犯罪にも適用し得る概念でございますので、一般論としてあると書かせていただくのかもしれませんが、どのように書くかは、法務省ともよく相談して、次回の最終報告書の案のところで御提示させていただければと思っております。

○佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。

これまでの振り返りについて、御意見等はよろしいでしょうか。後でお気づきの点があれば、お知らせいただければと思いますが、それでは、振り返りはこのぐらいにいたしまして、後半の議題であります「各論の方向性について」に入りたいと思います。まずは、事務局のほうから資料4について御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 資料4「各論の方向性について」を御覧ください。

1 ページ目でございます。簡単なまとめを書かせていただいております。論点1「自然人に対する制裁の在り方」については、自然人に対する罰金額の上限及び拘禁刑の長期を引き上げる。そして、論点2「法人に対する制裁の在り方」については、法人に対する罰金額の上限を引き上げる。論点3「公訴時効の在り方」につきましては、論点1の拘禁刑の長期を10年に引き上げることで、結果として、公訴時効期間が7年となるというものでございます。こうしたものは、外国公務員贈賄罪の保護法益、特殊性の観点から、法定刑の引上げの必要性を検討してはどうかと思っているところでございます。

また、論点4「法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方」につきましては、こちらに書かせていただいた条文、日本国内に主たる事務所を有する法人をベースにしまして、こうした規定を創設することを提案させていただいたところでございます。

まず論点1から3に関係する論点としまして、3ページ目以降を御覧ください。

論点1から3として、自然人・法人に対する法定刑の引上げの必要性についてでございます。

ワーキンググループの議論では、自然人・法人に対する法定刑の引上げについて、以下のような慎重な意見もあったところでございます。

営業秘密侵害罪は財産犯的な性格が強く、それとの単純な比較は難しいのではないかと。営業秘密侵害罪の海外重罰の考え方を外国公務員贈賄罪に当てはめることは難しいのではないかと。自然人に対する法定刑を引き上げた場合、独禁法とのバランスを欠くのではないかと。こうした御意見もいただいております。

一方で、外国公務員贈賄罪の保護法益であります国際的な競争秩序の維持の観点から、ワーキンググループでは以下のような点も指摘されております。

外国公務員贈賄は、当該外国の市場の経済取引をゆがめるという性質が非常に強く、日本人あるいは日本企業が、他国の市場機能を侵害するような影響力を行使する。

外国公務員贈賄は当該外国の行政をゆがめ、その結果として、人権や環境、行政サービスに悪影響を与える。

外国公務員を買収するような形で腐敗に手を染めて利益を上げる会社に対して十分に罰則を科さない場合に、日本企業同士の競争もゆがむ可能性が生じる。こうした積極的な意見もいただいております。

また、国際枠組におきましても、腐敗防止を含む地域の公正な競争環境整備が求められていることを踏まえまして、我が国の腐敗防止に対するコミットメントを国際社会に発信し、国際的な議論、取組をリードする観点からも法定刑の引上げが必要ではないかと思っております。

また、独禁法との比較につきましては、贈賄の行為者が法人の代理人（自然人）である場合、当該代理人には例えば贈賄行為により成立した契約などに見合った利益が支払われることが想定されることから、当該代理人は利欲犯的な性格を有していると言えるため、独禁法の自然人処罰よりも重い刑を科す必要性があるのではないかと考えているところでございます。

4ページ目につきまして、日本も含まれているG20やIPEFにおきましても国際的なコミットメントがなされているところでございます。

5ページ目につきましては、各国との比較でございます。こちらに書かせていただいて

いますとおり、日本は500万円でありますので、青字のところの500万円以上1,000万円未満のカテゴリーになりますけれども、それ以外に、1,000万円以上2,000万円未満の国が1か国、3,000万円以上の国が9か国、そして上限なしという国が3か国あるということで、罰金額の上限額は1,000万円以上である国が多数でございます。

また、拘禁刑の長期についても、10年以上というところが8か国ありまして、日本は5年というカテゴリーに入っているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、右下の※に書いておりますけれども、10年以上の国が7か国でありましたけれども、1か国が10年以上と判明しましたので追加しまして、8か国とさせていただきます。

6 ページ目、国内経済犯罪との比較でございます。外国公務員贈賄罪は500万円以下、5年以下となっておりますけれども、営業秘密侵害をはじめとしまして、様々な経済法令と比較しますと、必ずしも高い水準にあるとは言えない状況でありまして、特許法、所得税法、外為法、金商法などにつきましては、現行の外国公務員贈賄罪よりも、罰金額、そして拘禁刑が高いレベルになっているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、7 ページ目でございます。外国公務員贈賄罪の保護法益（国際的な競争秩序の維持）の確保と腐敗防止に対する我が国のコミットメントの強化の必要性、そして、外国公務員贈賄罪に固有の特殊性（国外での犯罪行為が多いこと、代理人が贈賄行為者である場合、利欲犯的な性格を有すること）に関する検討を踏まえまして、先ほど申し上げたような諸外国制度、他の国内経済犯罪との比較からも、法改正により、自然人に対する罰金額の上限を1,000万円～3,000万円、拘禁刑の長期を5年超～10年に引き上げる方向で検討してはどうかと思っております。

①は、先ほど申し上げた、各国でも罰金額の上限額が1,000万円以上である国が多数であり、拘禁刑の長期が10年以上である国が最多であるということでございます。

また、我が国のほかの経済犯罪には、自然人に対する罰金額の上限額が1,000万円～3,000万円、拘禁刑の長期が10年であるものが存在するため、現在の外国公務員贈賄罪の法定刑は、他の経済犯罪と比較しても高い水準にあるとは言えないということでございます。

また、拘禁刑の長期を仮に10年に引き上げた場合、自然人、そして法人の公訴時効期間は、刑法に基づきまして7年となるということでございます。

次は、論点2に関しまして、8 ページ目、法人に対する罰金額の上限でございます。こ

ちらにつきましても、日本は現在、3億円でございますので、5億円未満というカテゴリーになっております。日本を除く第4期審査までが終了した国18か国で見ますと、まず半分弱の8か国が罰金スライド制を導入しております。こうしたスライド制を導入していない国10か国におきましても、5億円以上10億円未満が1か国、4か国が10億円以上、そして上限なしが3か国ということで、罰金額の上限が5億円以上である国が多数となっております。

9ページ目を御覧ください。法人に対する国内の経済犯罪との比較でございます。現在、外国公務員贈賄罪は3億円以下となっておりますけれども、営業秘密侵害罪は5億円、独禁法でも5億円、金商法では7億円、外為法では10億円となっております。特許法は3億円となっております。そして、所得税法、外為法はスライド制が入っているという状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、10ページ目でございます。基本的な説明は先ほどと同じでございますが、法人に対する罰金額の上限を5億円～10億円に引き上げる方向で検討してはどうかというものでございます。

各国を見ましても、罰金の上限が5億円以上である国が多数でありますし、②で書かせていただいておりますが、法人に対する罰金額について、平成10年の改正では、条約上の義務に的確に対応するため、当時の刑事法制で最も重い部類に属する3億円とした背景がありますところ、平成10年改正以降に他の経済犯罪の罰金額の引上げが順次なされてきました結果、現時点の外国公務員贈賄罪の法人に対する罰金刑の水準は、必ずしも最も重い部類に属するとは言えない。こうしたことから、法人に対する罰金額の上限を5億円～10億円に引き上げることでどうかと思っております。

続いて、論点4でございます。こちらについては、まず事務局から、日本国内に主たる事務所を有する法人の従業員で、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用するといった規定を新たに創設する法改正をすることでどうかという提案をさせていただきまして、それが望ましいという意見が大半でありましたので、その方向で法改正をしてはどうかというものでございます。

13ページでございます。第2回目のワーキンググループで、日本国内に事務所を設けていない擬似外国会社もカバーするため、例えば「日本で事業を行うことを主たる目的とする会社」という規定とすることもあり得るのではないかと。また、日本で登記した外国会社を含めることも考えられる旨の御意見をいただいたところでございます。

※1で書いておりますが、擬似外国会社といいますのは、日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社でございます。14ページ目に会社法の条文がございます。821条に擬似外国会社の規定があり、その取引自身は有効であると2項で書いてあるのですが、日本に本店に置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本において取引を継続してすることができないとなっております。

13ページに戻りまして、左側ですけれども、擬似外国会社は、先ほど申し上げたとおり、日本において継続して取引ができない会社であり、また、日本に本店がある場合におきましては、※に書かせていただきましたとおり、今回、事務局から提案させていただいた日本国内に主たる事務所を有する法人に包含されると考えられますので、こちらはカバーしていると考えられます。一方、日本で事業を行うことを主たる目的とする外国会社で、日本に本店がないものを今回、法律として明文化して、規制対象とするかというところでございます。

また、登記した外国会社は、当然に、日本で継続して取引ができるわけですが、他方で、難しい点として、登記のみで実質的に日本との関連性をほぼ有しない外国会社について、法律として明文化して対象に含めることの是非というのが論点となろうかと思えます。

事務局としては、①、②、③と書かせていただいておりますが、今回のOECDの勧告は、日本企業（Japanese companies）に対する適用管轄の拡大でありますこと。そして、擬似外国会社又は登記した外国会社の従業員を処罰対象として明文化している他法令、経済犯罪を調査してみましたけれども、現時点、見当たらないということで、少し慎重に考えたほうがいいのかなと思っております。

また、少し違う論点ではありますが、③を書かせていただいております。※3で書いておりますけれども、日本国内において事業を行う外国会社の従業員に対する処罰ではありませんが、不競法では、日本国内において事業を行う営業秘密保有者（外国会社も含まれ得る）の営業秘密を、日本国外で侵害した者を処罰する規定があります。しかし、先ほども申し上げましたが、日本国内において事業を行う外国会社の従業員の処罰を明文化しているものでもないということでございますので、こちらについても少し慎重に考えてはどうかと思っているところでございます。

こうしたことから、まずは、日本企業に対する適用管轄を拡大する方向でよいのではな

いかと思っているところでございます。

最後に、16ページ目でございます。今回、法改正による対応だけでなく、外国公務員贈賄防止指針の記載についても、併せて充実することはどうかという御意見をいただいております。もちろん、まだ法改正になるかどうかについては分からないところでありますけれども、仮に法改正が成立したとしますと、さらなる拡充としまして、例えば、合意制度を通じて刑事責任が軽減された場合の事例ですとか、法人が処罰された事例の記載を含めることで、より明確化され、企業の対策の向上につながるのではないかとということでございます。

以上が各論の方向性でございます。

○佐伯座長 どうもありがとうございました。

事務局から各論の方向性について御説明いただきました。ここまでの御説明に基づきまして、論点1から3、論点4、その他の論点の3つに分けて委員の皆様から御質問、御意見を伺いたいと思います。

まず、論点1から3の、自然人・法人に対する制裁の在り方、そして、公訴時効の在り方について、御意見がありましたら、挙手、あるいはTeamsでお知らせください。いかがでしょうか。

資料の書き方なのですけれども、3ページの一番最初の文章です。法定刑の引上げについて、以下のような慎重意見があったというまとめ方なのですけれども、必ずしも、この結論について慎重というよりは、こういう問題があるので、検討が必要であるというような意見だったかと思いますので、以下のような点について検討が必要であるといった書き方の方がよいと思います。例えば私も似たようなことを申し上げましたが、結論に慎重というよりは、検討が必要であるという趣旨でございました。

○猪俣知的財産政策室長 失礼いたしました。第4回目の最終報告書案では、適正な表現ぶりになりますよう、修正していきたいと思います。

○佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。質問なのか、意見なのか、ちょっと分かりかねるのですが、今上がっている3ページのところに、独禁法の罰則との比較その他が上がっていて、外国公務員贈賄罪の場合には利欲犯的な側面があるから、重罰が正当化されるという説明があるのですけれども、例えば独禁法の場合でも、会社のために独禁法違反した人は、実質的には裏からプロモーションがあったりなどということは聞くとところでございま

して、どちらか一方にだけ利欲犯的性質があるということは、あまり言えないのかもしれないと思いました。

3 ページにもありますし、また、10 ページにも利欲犯的なことがあります。利欲犯に限定するというのは、営業秘密、あるいはその前提としての日本国内の財産法をベースにしてどう考えるかということで、それは一貫しているのですけれども、その枠を越える発想があってもいいかなと思いますので、ここは意見にわたってしまいますけれども、このような記述をするかどうかは検討したほうがいいのかなと思っております。

以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。これは私の発言から来ているのかもしれないのですが、経済犯罪について、利欲犯の場合により重い法定刑を規定するという傾向があることから、このような説明も 1 つの説明としてあるのではないかとということで申し上げたのですが、利欲犯的な性格が強い場合があるとか、そういう書き方のほうが適当かもしれないですね。

ほかにはいかがでしょうか。曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員 すみません、個人的な感想めいた話で恐縮なのですが、自然人の法定刑の引上げについて、営業秘密侵害罪や独禁法との比較というところは整理されているとおりでと思うのですが、素人感覚的に、刑法の贈賄罪の 3 年以下というところと、外国公務員の場合、もし一番上の 10 年に上げたときに、この差は、これからの法改正審議においても何らかの整理をされるのでしょうか。

○猪俣知的財産政策室長 あくまでここは不競法の議論の場でございますので、その中で、国際商取引の観点、ここに書かせていただいた観点、そして、OECD からの勧告も踏まえまして、法定刑の引上げをしていくという議論なのかと思っております。国内犯の贈賄につきましては、いわゆる保護法益が異なりまして、公務員の公正性の確保のためだというふうにありますので、そこについては法務省の専管でございまして、法務省のほうで今後いろいろ御議論がなされるのかなと思っておりますが、もしもオブザーバーで参加されている法務省で何かありましたらお願いします。何もないければ、引き続きそういった観点かと思っております。

○佐伯座長 よろしいですか。特に法務省のほうからなければ、次へ行きたいと思います。西谷委員、お願いいたします。

○西谷委員 ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいのですが、7 ページ

のところで、罰金刑の引上げと拘禁刑の引上げを御提案いただいております。結論的には、引上げの方向で賛成なのですが、このような形で幅を持たせて原案を作成するのがよいのか、あるいは、ここでもう少し意見をまとめて、例えば拘禁刑は10年に引き上げるのがよいというような結論を出すのがよいのか、この点はいかがでしょうか。

○猪俣知的財産政策室長　この点につきましては、国内の法定刑とのバランスですとか、政府部内での様々な意見が必要かと思っておりますので、いまして幅を持って書かせていただきまして、今後、法制局や法務省ともよく相談させていただいて、適正と考えるものを政府の提案として検討していきたいと思っておりますのでございます。

○佐伯座長　和田委員、お願いいたします。

○和田委員　ありがとうございます。今回おまとめいただきました論点1から3の方向性につきまして、これまでの会合で、経団連のほうで企業の皆様からいただいていた意見を紹介させていただいてきたのですが、その方向性と合っている方向をお示しいただいていると思いますので、先日経団連の中で議論した際にも、この方向性について賛成する意見が多うございました。

特に公訴時効の関係でございますけれども、今回、自然人に対する拘禁刑の長期の引上げの程度については、確かに幅のある考え方があるのかもしれませんが、結果的に公訴時効も延びるというような整理のほうが良いのではないかと考えております。

○佐伯座長　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。梅津委員、お願いいたします。

○梅津委員　ありがとうございます。私も結論において、論点1から論点3、事務局のほうでおまとめいただいたところで、方向性に何か異論があるものではなくて、原則賛成ということで考えております。

1点だけ補足をさせていただく点で、これは第1回で私が申し上げたことと少しかぶってしまうのですが、今回法定刑を厳しくしていくということ自体は、論理的には恐らく抑止力が高まるということに多分なと思いますので、件数が少ない、摘発の執行が少ないと指摘されていることがある一方で、今回、刑を引き上げていきますので、その説明の仕方のところで、OECDと議論するときには、ちょっとOECDの御理解もいただきたいところなのかなとは思っています。

もちろん公訴時効が延びるところについて、延びる分、執行が増えるという効果はあるのかと思いますが、少なくとも法定刑の引上げについては抑止力がむしろ高まる方

向で行くので、だからこれで執行の件数が増えることには必ずしもならないということを、セットでご説明を申し上げ、御理解をいただけるといいのかなと思います。中身の問題ではないのですけれども、執行の件数が少ないと言われていることとの兼ね合いで、これをどのように説明するかというところがちょっと気になりましたので、すみません、補足をさせていただきました。

以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。

○猪俣知的財産政策室長 少なくとも、私が着任してからではございますが、この法改正の観点で、件数が少ないことについて現時点で厳しく指摘されていることはないのかなと思っております。ただ、現在の法定刑が必ずしも効果的、抑止的ではないというような指摘はいただいているので、それについては法定刑の引上げによって、対応していきたいと思っています。ただ、あくまで実際に摘発になるかどうかというのは、執行当局の執行の範囲でありますので、我々としては、まずは法定刑について検討させていただいて、その上で今後どのように考えるかということを、引き続きOECDにも理解を得られるように頑張って説明していきたいと思っています。

○佐伯座長 五味委員、お願いいたします。

○五味委員 御説明ありがとうございました。今回おまとめいただいた内容で、結論としては、私のほうも違和感はありません。

あと、その他の論点に関わる部分なのですが、法定刑を引き上げると抑止力を高めることにつながるわけですが、本当に重要なのは、いかに未然に防止するかという点です。企業は、防止するための施策として様々な取組を行っていくわけですが、何をすればよいかとか、どの程度やればよいかという点についてのガイドラインが必要になると思います。今回の法定刑の引上げとともに、ガイドラインの充実が非常に重要であると思います。

以上、意見でございます。

○猪俣知的財産政策室長 ありがとうございます。対策として何をしていくべきなのかということについては、引き続き我々としてもガイドラインとして充実させていこうと思いますが、関係省庁ともよく相談しながら、できるものについては、できるだけ透明化していきたいと思っていますところでございますが、なかなか難しい面もありますので、そこは関係者の方々ともよく相談してまいりたいと思います。

○佐伯座長　　論点1から3について御意見を伺っておりますけれども、ほかにはいかがでしょうか。

私も法定刑の引上げの方向性については賛成なのですが、資料でも紹介されている、例えばドイツの刑法ですと、法定刑を特に重大な場合とそうでない場合とに分けて規定するというような規定の仕方になっています。日本ではあまりそういう規定の仕方がなくて、ざっくりと一括して法定刑を定めるということになっているのですけれども、やはり今回の引上げというのは、特に重大な場合を念頭に置いているのではないかと私としては理解しております。

そして、特に重大な場合としては、議論の振り返りでも御指摘がありましたけれども、国際競争秩序ということに加えて、腐敗防止という点が重要であって、外国の腐敗した政権と癒着して多額の贈賄をしているというような場合などを考えますと、現在の法定刑の上限である5年では十分ではない場合もあり得るのではないかと考えているところです。もともと、この規定の基になっているOECDの条約でも腐敗防止が重視されていたところですので、今回そういう方向で法定刑を引き上げるというのはあり得ることかと考えております。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に、論点の4、法人に対する適用管轄の在り方について御議論いただきたいと思いますが、御意見がありましたら挙手、あるいはTeamsで手を挙げていただければと思います。今井委員、お願いいたします。

○今井委員　　ありがとうございます。質問になると思います。これは自分でやっていないといけないのですけれども、13ページのところで、Japanese companiesに対するレコメンが来ているということがありましたが、Japanese companiesの意味ですね。この中で特に日本側として質問をして、明確にされたような経緯がございますか。もしも、ないとすると、さっき座長もおっしゃったように、やはりアンチコラプションという意味では、Japanese companiesの範囲というのはかなり広く解釈されているので、ここで厳密に擬似会社等を検討していても、なかなかそれが通らない可能性もあるのではないかというのを危惧しております。

ですから、次善の策として、バッファーとして、かなり広くこれを解釈されたときにどうするかということも、考えておく必要があるのかなと思ったところであります。事務局の方にJapanese companiesについて、従前のものではなく、今回のところではどのような

定義を向こうが持っていたか、感触でもいいので分かれば教えていただきたいと思います。

○猪俣知的財産政策室長　我々のほうで明確に質問した経緯はございませんが、基本的に今までのOECDの勧告の中でJapanese companiesとそれ以外の海外子会社とを切り分けて書かれていることから、原則、Japanese companiesは日本の企業、日本法人であると説明をさせていただいているところでございます。

○今井委員　ありがとうございました。

○佐伯座長　西谷委員、お願いいたします。

○西谷委員　充実した資料を御用意いただいて、どうもありがとうございました。

私もこの日本企業、すなわちJapanese companiesという概念が気になっております。国際私法や国際会社法の領域では、ある法人が日本企業であるか外国企業であるかを定めるメルクマールとして、基本的に4つあります。まず1つは、法人の設立地。2つ目が、定款上の本拠。3つ目が、実質的な事業活動を行っている場所。4つ目が、経営統括の中心地となります。

多くの場合、4つとも一致するのですが、どうしてもずれる場合があります、どれを基準とするのかを決めておかないと、対象となる日本企業が明確に定まらないことが懸念されます。例えば、今回の条文案で御提案いただいているように、日本に主たる事務所を置いている法人を日本企業と定義するのであれば、不競法で使う概念として明確に決まりますので、それはそれでよいと思います。先ほど申し上げた選択肢の中でどれを取るのかについて、何か御検討いただいている点があれば、御教示いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○猪俣知的財産政策室長　ありがとうございます。我々も様々なやり方があり得ると思います検討したところでございます。15ページのほうを御覧いただければと思うのですが、事務所について、外為法では「主たる事務所」とありますし、経済法令ではございませんが、南極地域の環境の保護に関する法律では、「日本国内に事務所」とあります。

そして、事業に関して着目しますと、先ほど申し上げた不競法の規定があるのですが、これも従業員の違反行為についてのものではございません。

そして、登記について、民事訴訟法の規定は、ただ裁判所に専属するということでございますし、経済法令でもないということでございます。13ページに戻りますと、日本企業として、日本に主たる事務所がある企業以外のものを処罰するようなもの、特に外国の従業員を処罰しているというものが見当たらない中で、もちろん実際には贈賄行為というの

はあり得るのかもしれないのですけれども、こうしたものが犯罪としてなされていて、抑止しなければいけないという事情が今日本で差し迫っているかという、必ずしもそうではないのかなと思っております。他の経済犯罪とも並べまして、まずは日本に主たる事務所がある企業というのが一つの切り口としてあるのかと思い、現時点で提案させていただいているということでございます。

○西谷委員 ありがとうございます。そうしますと、この日本企業という概念は、ここでは主たる事務所が日本にあるものと理解してよろしいでしょうか。

○猪俣知的財産政策室長 まずは、今回の法改正ではそうした手当てをさせていただいて、それでまた状況を見させていただくというのが、今回提案させていただいているところでございます。

○西谷委員 つまり、定款上の主たる事務所ではなくて、実際の事業活動の中心が日本にあるという御趣旨でしょうか。

○猪俣知的財産政策室長 はい。

○西谷委員 ありがとうございます。

○佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員 すみません、少々とんちんかんな質問かもしれないのですけれども、自分の頭の中で考えていてちょっと整理がつかなかったもので、教えてください。国外犯処罰のケースですけれども、これは、他の海外の刑事裁判権との関係性みたいなものは、これから整理される予定でしょうか。具体例を出したほうがいいと思いますけれども、例えば、日本の会社の外国人従業員が海外で贈賄行為を行った場合、一義的には、当該海外の国の贈賄等の刑罰の対象にもなり得ると思います。

そうしたときに、日本の企業は何を考えるかという、自主的な犯罪申告を通じて少しでも訴追猶予や減免を得ようと考えたときには、その海外のマーケットが大事であればあるほど、当該海外国の司法当局に対しても申告をする可能性はあると思います。そうした場合に、先に当該海外国において訴追猶予だったり、司法取引かも分かりませんが、行われた場合に、それでもなおかつ日本の当局は同一の贈賄行為を立件する可能性があるのか。謙抑的に運用するのかどうかとか、そういう議論かもしれませんが。

さらに考えてみると、例えば発展途上国でそういう贈賄行為があった場合に、域外適用の法令を持っている米国等の国がF C P A等で訴追を行ったとしても、さらに日本でも処罰を受ける可能性があるのか。これは実務上、同時に全ての関係国の当局に申告するしか

ないのかもしれないのですけれども、その辺の整理はされるのかなとちょっと考えてしまったものです。

○猪俣知的財産政策室長　少なくとも今回の件は、あくまで日本企業の外国人従業員が海外で単独で行った場合にも適用するということであります。恐らくそうしたケースはこれまでもあり得ると思いますが、例えば日本企業の日本人従業員が海外で贈賄を行ったケースについても、場合によっては、現地の検察当局、捜査当局との捜査協力を行ったり、あるいはどのように起訴するかということが決まってくるのかなと思います。そしてまた、司法判断もそれぞれでなされ得るということなのかなと思いますが、国内では1つの犯罪行為で2つ処罰されるというのはあまりないと思うのですけれども、海外でどうなるかにつきましては、今すぐ私に情報がありませんが、そこについて今回をもって何か新たに整理するというものではなくて、これまでどおり、域外での犯罪行為の対応を日本の捜査当局が行うということなのかなと思っているところでございます。

○曾我部委員　二重処罰とか、多分いろいろな要素が絡んでくると思いますので、今後の議論を待つということですね。ありがとうございました。

○佐伯座長　この問題に限らず、いろいろなところで起こり得る問題かと思いますが、管轄の問題について、ほかにはいかがでしょうか。西谷委員、お願いいたします。

○西谷委員　管轄の競合につきましては、OECD条約4条3項に、1か国以上が犯罪行為について管轄権を持つ場合には、その当事国同士が協議をするという規定がございます。つまり、不当に二重処罰等にならないように配慮すべきことは、条約上も規定されており、当事国間で調整することが求められています。

○曾我部委員　ありがとうございます。

○佐伯座長　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後に、その他の論点について御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。和田委員、お願いいたします。

○和田委員　ありがとうございます。これまでの資料でも何度か言及していただいているのですけれども、今回、国外犯の範囲が拡大するに当たって、やはり法人両罰の対象範囲がどうなるかということについて、より明確にしていきたいというニーズが企業の方の中には非常に多かったです。既に指針の中で示していただいている部分もあるかと思うのですが、特により具体的に示していただきたい点として、先ほども若干論点があったのですけれども、贈賄行為を行った自然人の所属先が海外支店、要は同一法人なのか、あ

るいは海外の子会社で別法人の場合なのかによって、どのように違ってくるのか、これはもちろんケース・バイ・ケースで、執行の段階での個別の判断があるのだろうと思いますが、その辺りの考え方について、より明確に示していただきたいという意見がございました。

それから、法文上の代理人という言葉と代理店、エージェントの関係や定義の違いについてもまだちょっとよく分からないところがあるので、明確にしていきたいというニーズがございますので、法改正とは別に今後の指針の拡充に当たって御検討いただければと思います。

○猪俣知的財産政策室長 ありがとうございます。先ほどおっしゃられた支店の場合は、日本法人の支店であり、同一の法人でありますので、その従業員が贈賄行為をした場合には、日本法人は処罰の対象になり得ると思います。一方、海外子会社の場合は、別法人なので、共謀関係がない限りにおいては、その海外子会社のみ行為であるとされ、共謀関係がなければ、日本の親会社は、親会社であることをもって罰せられることはないのかなと思っているところでございます。

代理人につきましては、子会社とかそういったものというよりは、いわゆるエージェントで、例えば法律事務所とかそういったものが代理権を有していて、代理人としてやっているもので、それにつきましては、現在でも、海外であろうと、日本法人を代理したということであれば、日本法人は罰せられ得るということになります。ただ、本当にそれが代理した行為なのかどうかということについては、個別に判断がなされるのかと思います。いずれにせよ、そうしたことにつきまして、より明確化できることがございましたら、やっていきたいと思っております。

○佐伯座長 和田委員、お願いいたします。

○和田委員 ありがとうございます。まさに今、同一法人の場合、日本にある法人から直接雇用されている従業員なので、法人両罰として法人が責任を問われる、要はその範囲になり得るとおっしゃっていただいたところが、先ほど曾我部委員も御指摘があったところだと思うのですが、必ず常にそうなるわけではないというように理解しております。もちろん別法人の場合と同一法人の場合とで程度の違いがあるということは認識しておりますけれども、同一法人の場合でも、なる場合とならない場合、どういうところで判断が分かれるかということについては、少しでも判断のよすがとなるようなものが示していただけると、ありがたいと思っております。

追加的に失礼いたしました。

○佐伯座長 過失推定説の下で無過失の立証に成功すれば処罰を免れるということなのですが、最近、無過失が認められて無罪になった例がないので、こういう例がありますとなかなか書きにくいというところは残念ながらあると思いますが、何か工夫をしていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。西谷委員、お願いいたします。

○西谷委員 全然別の観点から1点お伺いしたいのですが、最近では、企業のデューディリジェンスが話題になっており、経産省でも今年の9月に責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインをお出しになっています。資料3でもおまとめいただきましたように、外国公務員贈賄というのは、外国の行政をゆがめて、その結果として人権侵害等を招くこともあります。もし可能であれば、企業のデューディリジェンスの一環として、外国公務員の贈賄行為も行うべきではないことをメッセージとして出せばよいかなと思いました。もし機会がありましたら、御検討いただければ幸いです。

○猪俣知的財産政策室長 ありがとうございます。デューディリジェンスとしてこの贈賄の関係についても防止対策することは非常に重要な観点でありますので、法改正の目途が見えてきましたら、今後関係部局と考えていきたいと思っています。

○佐伯座長 ほかにいかがでしょうか。さかのぼっていただいても結構ですので、次回、報告書の取りまとめということになるかと思いますが、そちらに向けて御意見、御示唆をいただければと思いますが、いかがでしょうか。今井委員、お願いいたします。

○今井委員 ありがとうございます。今の西谷委員の御発言のところで少し確認したいのですが、例えば企業に対してデューディリジェンスとしてフォーリンバイバリーするなというのを書くのはいいと思うのですが、書き方が難しいのかなと。デューディリジェンスというのは株主に対して、株券を発行している会社としてどういうことをしていいかどうかということなので、多分、その波及的効果としてフォーリンバイバリーをしてはいけないということを書くのはいいと思うのですが、会社の社会的存在ということから書き始めると、ちょっと広がり過ぎる気がしますので、そこは言葉遣いも含めて、この検討会でどこまで踏み込めるかというのは考えたほうがいいかなと思っております。

オンゴーイングの会社として何をすべきかということは書いていいと思うのですが、それもデューディリジェンスという言葉の使われている文脈に応じてどう書くかとい

う問題かと思しますので、慎重な検討が必要ですが、とても重要な問題だと思ったので、質問と意見を申し述べます。ありがとうございます。

○佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は大変充実した御議論をしていただきまして、ありがとうございました。本日の御議論を踏まえまして、報告書案の取りまとめに向けて事務局のほうで整理を進めていただければと思います。もし会議後にも何か御意見がございましたら、事務局のほうにお寄せください。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から連絡をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 本日も御審議いただきましてありがとうございました。

次回の開催日時は、12月7日（水）午後1時30分からを予定しております。

議題につきましては、本ワーキンググループの報告書案をお示しして、検討結果の取りまとめについて御議論いただくことを予定しております。

以上でございます。

○佐伯座長 それでは、これをもちまして第3回外国公務員贈賄に関するワーキンググループを閉会といたします。本日はありがとうございました。

——了——